

## 2 平成18年度に成立した主な法律等

法律名：国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成18年3月31日	施行年月日：平成19年4月1日
法律番号：23	主管部局：年金局年金課
<p>内容：</p> <p>平成19年度以降の基礎年金の国庫負担割合について、現行の1/3に25/1000を加えた割合（約35.8%）から、1/3に32/1000を加えた割合（約36.5%）に引き上げるもの。</p>	

法律名：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	
公布年月日：平成18年6月15日	施行年月日：平成18年10月1日
法律番号：77	主管部局：雇用均等・児童家庭局保育課（文部科学省と共管）
<p>内容：</p> <p>地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的としている。</p> <p>幼稚園、保育所等のうち、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）</li> <li>② 地域における子育て支援機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）</li> </ol> <p>の2つの機能を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みを設けるとともに、各般の特例措置を講ずることとしている。</p>	

法律名：薬事法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成18年6月14日	施行年月日：公布の日から3年以内の政令で定める日（ただし、下記(1)①のリスク分類の指定、(2)については、平成19年4月1日、(1)②の登録販売者に関する試験制度については、公布の日から2年以内の政令で定める日）
法律番号：69	主管部局：医薬食品局総務課、監視指導・麻薬対策課
<p>内容：</p> <p>国民の健康意識の高まりや医薬分業の進展、店舗における薬剤師の不在など制度と実態の乖離等を踏まえ、医薬品の販売制度の見直しを行った。また、違法ドラッグ（いわゆる「脱法ドラッグ」）について、迅速かつ実効ある取締りを可能とするため所要の改正を行った。</p> <p>(1) 販売制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般用医薬品をリスクの程度に応じて3つに分類することとし、そのリスクの程度に応じた情報提供と相談の体制を整備する</li> <li>② 一般用医薬品の販売を担うため、新たな専門家として登録販売者（都道府県試験）の仕組みを設ける</li> <li>③ 購入者の視点に立って医薬品の適切な選択を行うことができるよう、薬局・薬店等における掲示、リスクの程度に応じた外箱表示等の医薬品販売に関わる環境を整備する</li> </ul> <p>(2) 違法ドラッグ対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し規制する</li> <li>② 指定薬物の製造、輸入、販売等を禁止する</li> <li>③ 指定薬物である疑いのある物について検査命令等を行う事を可能とする</li> <li>④ 違反行為に対する罰則を設ける</li> </ul>	

法律名：社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律	
公布年月日：平成18年6月14日	施行年月日：協定の発効の日
法律番号：72	主管部局：年金局国際年金課
<p>内容：</p> <p>企業の駐在員などがカナダでの滞在期間中に日本とカナダの社会保険料を二重払いしなければならないといった問題を解消するため、日本とカナダの二国間で「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定」を締結したところであるが、これを実施するため、当該協定の規定によりカナダの法令が適用される者について、厚生年金保険法その他の法令の適用を除外するとともに、厚生年金保険法等に係る給付の支給要件及び給付の額に関する特例等を設けるもの。</p>	

法律名：医療法	
公布年月日：平成18年6月21日	施行年月日：平成19年4月1日（一部を除く）
法律番号：205	主管部局：医政局総務課
<p>内容：</p> <p>国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、患者等への医療に関する情報提供の推進、医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進、地域や診療科による医師不足問題への対応等の措置を講ずる。</p>	

法律名：職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成18年6月21日	施行年月日：平成18年10月1日
法律番号：81	主管部局：職業能力開発局総務課
<p>内容：</p> <p>若者が現場の即戦力となるための実践的な職業能力の習得や技能の円滑な継承を促進するため、改正を行ったもの。</p> <p>1 実習併用職業訓練の創設など若者支援の強化  労働者の実践的な職業能力の開発及び向上のために事業主が行う措置として、「業務の遂行の過程内において行う職業訓練（いわゆるOJT）」と「教育訓練機関における座学」とを相互に関連づけつつ組み合わせて実施する「実習併用職業訓練」を位置付ける。その上で、青少年を対象に、一定の基準を満たす実習併用職業訓練を実施する事業主を支援する制度を創設し、こうした訓練について就労、就学に次ぐ、「第三の選択肢」としての定着を図る。  また、青少年に対する職業訓練について、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるよう配慮する旨規定する。</p> <p>2 労働者の自発的な職業能力開発の促進等  労働者が自発的に行う職業能力開発を促進するために事業主が講ずる環境整備措置として、勤務時間短縮や再就職準備休暇等を追加する。</p> <p>3 円滑な技能継承の促進  熟練技能の効果的かつ効率的な習得を促進するために事業主が講ずる措置として、熟練技能に関する情報を体系的に管理し、提供すること等を規定するとともに、そうした措置の適切かつ有効な実施が図られるよう、厚生労働大臣定めの指針を策定することとする。  また、中小企業における技能継承が円滑に図られるよう、新たに青少年を雇用し、実践的な職業能力の開発及び向上を図り、技能継承の受け手となる人材を育成する中小企業者に対する支援措置の枠組みを設ける。</p>	

法律名：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成18年6月21日	施行年月日：平成19年4月1日
法律番号：82	主管部局：雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課
<p>内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 性差別禁止の範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女双方に対する差別の禁止</li> <li>○ 差別的取扱いを禁止する雇用ステージの追加・明確化</li> <li>○ 間接差別の禁止</li> </ul> </li> <li>2 妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠・出産・産休取得その他省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いの禁止</li> <li>○ 妊娠中・産後1年以内の解雇の無効</li> </ul> </li> <li>3 セクシュアルハラスメント対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男性に対するセクシュアルハラスメントも対象</li> <li>○ セクシュアルハラスメント対策として雇用管理上の措置を義務化</li> </ul> </li> <li>4 ポジティブ・アクションの効果的推進方策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が事業主に対して行う援助の内容を追加</li> </ul> </li> <li>5 男女雇用機会均等の実効性の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セクシュアルハラスメントと母性健康管理措置を調停及び企業名公表制度の対象に追加</li> </ul> </li> </ol>	

法律名：健康保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成18年6月21日	施行年月日：公布日 平成18年10月 平成19年3月、4月 平成20年4月、10月 平成24年4月
法律番号：83	主管部局：保険局総務課（医療費適正化対策推進室、老人医療企画室）・保険課・国民健康保険課・医療課
<p>内容：</p> <p>医療保険制度について、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定）に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずる。</p> <p>1 医療費適正化の総合的な推進</p> <p>(1) 医療費適正化計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のため、国が示す基本方針に即し、国及び都道府県が計画（計画期間5年）を策定【平成20年4月】</li> </ul> <p>(2) 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象とする糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実施を義務付け【平成20年4月】</li> </ul> <p>(3) 保険給付の内容・範囲の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現役並みの所得がある高齢者の患者負担を2割から3割に引き上げ【平成18年10月】</li> <li>○療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担を見直し【平成18年10月】</li> <li>○傷病手当金・出産手当金の支給率等を見直し【平成19年4月】</li> <li>○70歳から74歳までの高齢者の患者負担を1割から2割に引き上げ【平成20年4月】</li> <li>○乳幼児に対する患者負担軽減（2割負担）の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前まで拡大【平成20年4月】</li> </ul> <p>(4) 介護療養型医療施設の廃止【平成24年4月】</p> <p>2 新たな高齢者医療制度の創設</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度の創設【平成20年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○75歳以上の後期高齢者の保険料（1割）、現役世代（国保・被用者保険）からの支援（約4割）及び公費（約5割）を財源とする新たな医療制度を創設</li> <li>○保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施</li> <li>○高額医療費についての財政支援、保険料未納等に対する貸付・交付など、国・都道府県による財政安定化措置を実施</li> </ul> <p>(2) 前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設【平成20年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳から74歳までの前期高齢者の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、国保及び被用者保険の加入者数に応じて負担する財政調整を実施</li> <li>○退職者医療制度について、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、現行制度を経過措置として存続</li> </ul> <p>3 保険者の再編・統合</p> <p>(1) 国保の財政基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国保財政基盤強化策（高額医療費共同事業等）の継続【公布日（平成18年4月から適用）】</li> <li>○保険財政共同安定化事業の創設【平成18年10月】</li> </ul> <p>(2) 政管健保の公法人化【平成20年10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健保組合の組合員以外の被保険者の保険を管掌する全国健康保険協会を設立</li> <li>○都道府県ごとに、地域の医療費を反映した保険料率を設定</li> <li>○適用及び保険料徴収事務は、年金新組織において実施</li> </ul> <p>(3) 地域型健保組合【平成18年10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○同一都道府県内における統合を促進するため、統合後の組合（地域型健保組合）について、経過措置として、保険料率の不均一設定を認める</li> </ul> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険診療と保険外診療との併用について、将来的な保険導入のための評価を行うかどうかの観点から再構成【平成18年10月】</li> <li>○中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止等所要の見直しを実施【平成19年3月】 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">(注)【 】内は施行期日</p>	

法律名：良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成18年6月21日	施行年月日：平成19年4月1日（一部を除く）
法律番号：84	主管部局：医政局総務課
内容： 国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、患者等への医療に関する情報提供の推進、医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進、地域や診療科による医師不足問題への対応等の措置を講ずる。	

法律名：がん対策基本法	
公布年月日：平成18年6月23日	施行年月日：平成19年4月1日
法律番号：98	主管部局：健康局総務課がん対策推進室
<p>内容：</p> <p>がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするもの。</p> <p>1 基本理念</p> <p>(1) がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、研究等の成果を普及・活用し、発展させること。</p> <p>(2) がん患者がその居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること。</p> <p>(3) がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。</p> <p>2 がん対策推進基本計画等</p> <p>(1) 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策推進基本計画を策定すること。</p> <p>(2) 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本として、都道府県がん対策推進計画を策定すること。</p> <p>3 基本的施策</p> <p>(1) がんの予防及び早期発見の推進</p> <p>(2) がん医療の均てん化の促進等</p> <p>(3) がん研究の推進等</p> <p>4 がん対策推進協議会</p> <p>厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関する審議会等として、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者で構成されるがん対策推進協議会を置くこと。</p>	

法律名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成18年12月8日	施行年月日：平成19年6月1日（一部は平成19年4月1日）
法律番号：106	主管部局：健康局結核感染症課
<p>内容：</p> <p>最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の施策に関する規定を整備する等の措置を講じたもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念に、感染症の施策は、人権を尊重しつつ推進されることを明記した。</li> <li>・南米出血熱を一類感染症に、結核を二類感染症に規定する等の、感染症の種類の追加・見直し等を行った。</li> <li>・就業制限及び入院等の勧告等について、最小限度の措置でなければならない旨の規定の明記、入院患者の苦情の申し出等を規定した。</li> <li>・結核対策について、結核固有の対策について章を設け、定期的健康診断、結核登録票、家庭訪問指導等の必要な規定を設けた。</li> <li>・病原体及び毒素について、一種病原体等から四種病原体等までに分類し、それらを特定病原体等として所持の禁止等の制限、取扱施設の基準等の遵守、厚生労働大臣等の関与等の必要な規制のための規定を設けた。</li> </ul> </li> <li>2 予防接種法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核を一類疾病に追加した。</li> </ul> </li> <li>3 検疫法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ及び黄熱を検疫感染症から除外する等の所要の規定の整備をした。</li> </ul> </li> <li>4 結核予防法の廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核予防法について、平成19年4月1日をもって廃止した。</li> </ul> </li> </ol>	